

広島県告示第五百三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定によつて、牛、豚、羊及び山羊飼養者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十二年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における口蹄疫の侵入防止

二 実施する区域

県内全域の牛、豚、羊及び山羊飼養農場

三 実施の期日

平成二十二年六月一日から平成二十二年六月三十日まで

四 消毒方法

消石灰等の消毒薬を用いて、農場に出入りする者の靴及び車両等を消毒する。